

国際課税委員会（第20回）の概要

平成20年7月3日、経団連会館にて、第20回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「グループ経営と移転価格税制、法人実効税率について」と、「海外子会社受取配当益金不算入制度の提案を題材として」と題して、税務大学校 岡 直樹教授から話を聞き、議論を行いました。

以下、岡教授の報告のうち、子会社配当免税に関する報告（個人的見解）について記述しました。

（報告の概要）

来年度(平成21年度)税制改正において内国法人（親会社）が海外子会社から受け取る配当の益金不算入制度（子会社配当免税）について税制改正要望がなされる見込みとの報道がある。

この問題を考えるには、わが国企業の海外子会社にある12.6兆円（2005）もの利益留保をこれをどうみるか。たとえば、田近栄治教授は、わが国同様に全世界所得課税（外国税額控除）を行なっているアメリカの近年の状況について述べた中で、「アメリカ企業が海外であげた所得の送金を先送りしている結果、海外源泉所得への課税が不徹底になり、法人税収にも大きな影響が生じている」と指摘しておられる¹。

また、（東京地 H19.3.29 判決）は海外子会社の留保について、「（略）シンガポールの海外子会社が、親会社である内国法人に対し、配当その他の方法によって任意に利益移転を行った場合、内国法人に移転された利益に対しては、我が国において課税がされることになるが、これが日星租税条約に違反するものではないことは明らかである。そうだとすると、親会社である内国法人とシンガポールの海外子会社との関係、シンガポールにおいて海外子会社が置かれた地位や実際の活動状況その他の事情に照らし、海外子会社から内国法人に対して利益移転が行われるのが当然であるにもかかわらず、そのような利益移転が行われていないとみられる場合に、内国法人に対し、本来あるべき利益移転が実際にあったものとみなし、その移転利益相当額に対して課税をすることは、経済的合理性のない不自然な状態を、本来あるべき自然な状態に戻し、あるべき状態に基づく課税をしているのにとどまるのであるから（略）」と述べている。（下線は付加）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。
